

墓所使用者募集案内書

日立鞍掛山霊園

～海に見える丘の霊園～

1 霊園の概要

- (1) 名 称 日立鞍掛山霊園
- (2) 所 在 地 日立市滑川町字滑川山3163番地15
- (3) 区 画 数 5,500区画
- (4) 施設・設備 管理事務所・休憩所1棟
駐車場3ヶ所(192台)、トイレ2棟
東屋2棟、水汲み場8ヶ所(手桶あり)
- (5) そ の 他 鞍掛山斎場(火葬場)、葬祭場近接



2 募集している墓所と墓所使用料、霊園管理料など

令和8年8月1日現在

種別		募集 区画数	面積	規模 (間口×奥行)	墓所使用料		霊園 管理料(年)	仕様
					市内のかた	市外のかた		
自由 墓所	第1種	29基	12㎡	3×4m	1,656,000円	1,987,200円	19,220円	・土地のみです。 ・高さなどに制限があり ます。
	第2種	39基	9㎡	3×3m	1,242,000円	1,490,400円	14,420円	
	第3種	12基	6㎡	2×3m	828,000円	993,600円	9,610円	
規格 墓所	第4種	35基	6㎡	2×3m	828,000円	993,600円	9,610円	・囲障(境界縁石)、 納骨施設付きです。 ・設置物、高さなどに 制限があります。
	第5種	171基	5㎡	2×2.5m	690,000円	828,000円	8,000円	
	第6種	73基	4.16㎡	1.6×2.6m(D2区 1.664m×2.5m)	574,000円	688,800円	6,650円	

- (1) 受付は、先着順になります。
- (2) 墓所の位置は、受付順に決定します。選択することはできません(第1種及び返還墓所を除く)。
- (3) 墓所使用料には、墓碑等の設置費用は含まれておりません。
- (4) 霊園管理料は、1年分の金額です(墓所使用料とは別途に納めていただきます。)
霊園の共有部分(通路、緑地等)の維持管理に使われ、納付は1年ごとになります。
- (5) 現地見学は自由です。午前8時30分から午後5時まで開園しています。

3 申込者資格

- (1) 墓所を必要としているかたであれば、どなたでも申し込むことができます。
- (2) 申込みは、一世帯につき1通(1区画)のみです。二重申込み及び虚偽等の不正申込みをされた場合は、無効となります。

4 申込みから使用までの流れ

項 目	期 日	内 容
(1) 使用許可申請	平日 午前 9 時 から 午後 4 時 30 分まで	次の書類等を環境推進課衛生管理係窓口へ提出してください。 ①「墓所使用許可申請書」 ・必要事項を記入してください。 ・墓所の種別は、第 1 種から第 6 種までの中から、一つの種別だけを選択してください。 ②「住民票抄本(日立市に住所のある方を除きます。)、 ・本籍が記載されたもので、申込日前 1 ヶ月以内に交付されたもの。 ③「切手 1 8 0 円分」
(2) 墓所使用料・ 霊園管理料 納入通知書の 発送	申込日の 翌月初旬	書類審査後、「使用予定者」となったかたに墓所使用料及び霊園管理料の納入通知書を郵送します。
(3) 墓所使用料・ 霊園管理料の 納付	指定の 納付期限	納入通知書に記載された納付期限までに、<u>お近くの金融機関、市民課、各支所等で納付してください。</u> ①墓所使用料及び霊園管理料の領収書は、墓所使用許可証の交付の際必要となりますので、大切に保管してください。 ②納付期限までに墓所使用料及び霊園管理料を納付しないときは、使用を辞退したものととして取り扱います(辞退される場合は、所定の辞退届に署名・捺印をしていただきます。)
(4) 墓所使用許可証 の交付	申込翌月	霊園使用料及び霊園管理料を納付されたかたに「墓所使用許可証」を交付します。 時 間：午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで (休日は交付できません。) 場 所：日立市役所 環境推進課 衛生管理係 ①窓口交付の際、霊園使用料及び霊園管理料の領収書を提示していただきます。 ②(1)の手続きで郵送による交付を希望されているかたには郵送します。
(5) 墓所の使用開始	霊園使用 許可証の 交付日	許可証が交付された日から使用開始となります。 <u>使用開始日前には、墓碑等の設置工事や焼骨の埋蔵はできません。</u>

5 霊園管理料の納入方法について

翌年度からの霊園管理料の納付方法については、下記の二つの方法がありますので、どちらかの方法をお選びください。

(1) 口座振替による納入

「市税等預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、口座を開設している各金融機関に提出してください。＊利用できる金融機関は依頼書をご覧ください。

(2) 納入通知書による現金での納付

市から送付する納入通知書により現金で、金融機関、市役所市民課、各支所で納入します。

6 墓所使用上の注意

(1) 納付された墓所使用料は、原則として返還しません。ただし、許可を受けた使用開始の日から3年以内に墓所を使用しなくなったときは墓所使用料の半額、3年を超え10年以内に墓所を使用しなくなったときは4分の1の額を返還します（下記のいずれにも該当する場合に限ります）。

（①墓所を現状に回復すること。②墓碑等を設置したことがないこと。③焼骨を埋蔵したことがないこと。）

(2) 墓所を使用しなくなったときは、未使用月数分の霊園管理料を返還します。

(3) 墓所には、焼骨以外は埋蔵することはできません。

(4) 墓所使用権の譲渡、転貸はできません。

(5) 自由墓所の使用者は、焼骨を埋蔵するまでに、納骨施設を設けていただきます。

(6) 規格墓所では、初めから設置している囲障(外柵)、地下納骨施設の形状を変更することはできません。

(7) 墓所に墓碑等を設置する場合は、設備の種類、設置場所、寸法等について制限がありますので、「7 墓碑等の設置基準」を参照してください。

(8) 墓碑に家名を表示する場合は、原則として墓所の使用許可を受けたかたの姓とします。

(9) 墓碑等の設置は、使用者の負担で施工してください。なお、石材店の指定はしていません。

(10) 墓碑等の設置の際は、一時使用の手続きが必要です(工事の期間は1ヶ月以内です)。

(11) 墓所は、使用者の責任において除草清掃して清潔に使用し、他に迷惑を及ぼさないようにしてください。また、霊園の樹木が枯れてしまうため、除草剤は使用しないでください。

7 墓碑等の設置基準

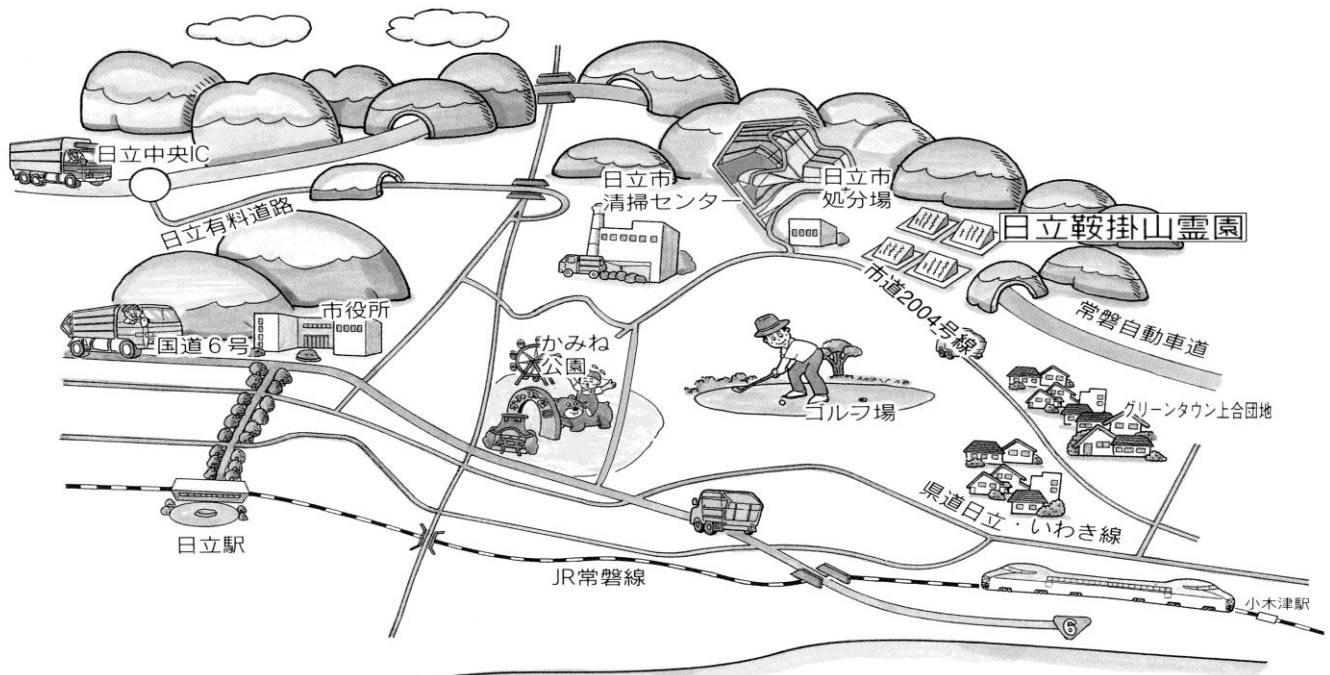
(1) 自由墓所の設置基準

設備の種類	設 置 基 準	設備の種類	設 置 基 準
墓 碑	高さ3m以内とします。	その他の設備	高さ3m以内とします。
囲障(外柵)	高さ1m以内とします。	樹木の植栽	高さ3m以内とします。
盛 土	高さ1m以内で、囲障の高さを超えないものとします。		
備考	① 高さの基準面は、前通路面とします。 ② 納骨施設及び囲障は、焼骨を埋蔵するまでに設置します。 ③ 樹木の種類は、管理の容易なものとしてください。		

(2) 規格墓所の設置基準

設備の種類	設置基準
墓 碑 香 炉 花 立	① 設置場所は、地下納骨施設の上部とします。 ② 墓碑は、墓前通路側を正面として設置します。 ③ 墓碑、香炉、花立は、最上部の高さ80cm以内、幅80cm以内、奥行110cm以内とします。 ④ 墓碑及び香炉の基数は1基、花立は一对とします。
塔婆立	① 設置場所は、墓碑の背面とし、背割境界から45cm（背割植栽のない墓所については20cm）以上離して設置します。 ② 高さ80cm以内、幅80cm以内、厚さ15cm以内とします。 ③ 基数は、1基とします。
墓 誌	① 高さ60cm以内、幅60cm以内、厚さ10cm以内とします。 ② 基数は、1基とします。
備考	① 高さの基準面は墓前通路面とします（納骨施設天端は通路面より5cm高い）。 ② 墓所に附属する囲障、地下納骨施設の形状を変更することはできません。 ③ 墓碑、香炉、花立、塔婆立、墓誌以外の設備は、設けることができません。

日立鞍掛山霊園案内図



霊園へのアクセス

- *バスをご利用の場合は、JR日立駅中央口から約25分です。（「鞍掛山」行に乗車してください。）
- *タクシーをご利用の場合は、JR日立駅中央口から約15分、JR小木津駅西口から約5分です。
- *マイカーをご利用の場合は、国道6号宮田町付近の「かみね公園裏交差点」から清掃センター方面（西方面）へ進んでください。
- *高速道路をご利用の場合は、常磐自動車道日立中央ICから約8分です。「国道6号・日立市街方面」へ出て、「桐木田交差点」から高萩方面へ進んでください。

お問い合わせ先 日立市環境推進課衛生管理係
 〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号
 電話 0294-22-3111 内線543・542
 E-mail kankyo@city.hitachi.lg.jp

当月1日現在の墓所の空き状況はこちらから→

IP電話 050-5528-5067

